

## 概要

審査請求人の症状は、監督署長が症状固定（治ゆ）と認定した日以降も、リハビリ治療によって症状が軽快したことから、監督署長の症状固定の認定は誤りであるとして、リハビリ治療のために労働できなかった日の休業補償給付を不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）は、タクシー乗務員として勤務していたところ、勤務中に右肩を負傷（右肩鎖関節脱臼）、労災認定を受けてA病院で療養を続けていたが、監督署長は、平成△年△月△日をもって症状固定（治ゆ）と認定し、同日以降の休業補償給付を支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

監督署長が症状固定と認定した平成△年△月△日以降、B病院でリハビリ治療を継続し、症状が緩和しつつある。したがって、症状固定日以降、B病院へ受診した日等については療養のために労働できなかったものであるから、休業補償給付が支給されるべきである。

### 3 原処分庁の意見

請求人の治療を行っていたA病院の医師は、平成△年△月△日付けで症状固定と診断している。また、C地方労災医員も、「傷病の状態から、疼痛、運動障害等を残さないのが普通であり、リハビリは不要である。A病院でのリハビリ最終日の平成△年△月△日以後の休業や通院は不要であり、症状固定とすべきである。」との意見であった。以上により、平成△年△月△日をもって症状固定と認定し、当日以降の休業補償給付については不支給とした。

### 4 審査官の判断

#### (1) 症状固定の時期

ア 請求人は、監督署長が症状固定と認定した日以降も、腕のだるさや痛みが継続しているとして、B病院を受診している。

B病院での療養開始時の診療録には、「肩関節については、右肩関節に可動制限が認められる。屈曲140度付近で疼痛あり。」との記載があり、また、薬の処方と肩のリハビリトレーニングが指示されていることが認められる。

イ 請求人は、1か月に1回程度診察を受け、リハビリ治療を継続したところ、B病院での療養開始6か月後の診療録には、「右肩関節の可動域は屈曲90度で、疼痛なし。

(それまで装着していた) 固定装具について必要がなくなったので取り外した。」と記載されている。

ウ B 病院の診療録等から、請求人の可動域制限や疼痛は、B 病院でのリハビリ治療開始後、症状が改善していることが確認される。この点、B 病院の医師は、「請求人の症状固定の時期は平成〇年〇月〇日（監督署長の認定した症状固定日より 1 年後の日付）」としており、D 地方労災医員も「B 病院の医師が判断する平成〇年〇月〇日での症状固定が望ましい」と意見している。以上により、請求人の症状固定日は、平成〇年〇月〇日と判断する。

## (2) 結論

以上により、監督署長が、症状固定と認定した平成△年△月△日以後、平成〇年〇月〇日までの期間の B 病院での受診日については、療養のため労働することができない日と認め、休業補償給付を支給すべきであると判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。